

保安基準緩和に係る特例措置メモ(P)

- ・区域会議は、事業者等の要望を受け、遠隔操作又は自動運転により走行させることができる自動車の実証実験に係る区域計画を定める。区域会議は、事業者の実証実験の計画が区域計画の範囲内であることを確認し、その範囲内であると認められる場合は、道路運送車両の保安基準第55条に規定する地方運輸局長の認定及び指定を受けたものとみなす。
- ・区域計画の策定においては、国土交通省との協議・同意を必要とする。
- ・区域会議のもとに 調整会議 を設け、内閣府、地方自治体のほか、地方運輸局長がオブザーバーとして参加する。また、監視・評価委員会(安全専門家など参加)も参加して、区域計画を検討する。
- ・区域計画において、事後的な措置を設ける。具体的には、実証実験に問題が生じた場合に、機動的に区域会議を開催して実証実験を停止する。